



平成 26 年 10 月 28 日

各 位

株式会社プロスペクト (旧：株式会社グローバルス)
代表取締役社長 カーティス・フリーズ
(コード番号：3528 東証第2部)
問い合わせ先 代表取締役常務 田 端 正 人
電 話 番 号 03(3470)8411(代表)

(追加) 第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ

平成 26 年 10 月 27 日 16 時 45 分に開示いたしました「第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ」の記載内容に追加すべき事項がありましたので、下記のとおり追加いたします。

記

12. 発行要項

株式会社プロスペクト

第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債

(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

発 行 要 項

1. 商 号 : 株式会社プロスペクト
2. 社 債 の 名 称 : 株式会社プロスペクト第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) (以下「本社債」といい、本社債に付された新株予約権を「本新株予約権」という。)
3. 社 債 の 総 額 : 3,000,000,000 円
4. 各 社 債 の 金 額 : 75,000,000 円の 1 種のみとし、当該金額未満に分割することはできない。
5. 社 債 券 の 発 行 : 本社債について社債券又は新株予約権証券を発行しない。
6. 申 込 期 日 : 2014 年 11 月 26 日
7. 払 込 期 日 : 2014 年 11 月 26 日
8. 社 債 の 割 当 日 : 2014 年 11 月 26 日
(本新株予約権の割当日も同様とする。)

9. 募集の方法 : 第三者割当の方法により、プロスペクト ジャパン ファンド リミテッドに対して全額を割り当てる。
10. 利率 : 4.00%
11. 本社債の払込金額 : 額面 100 円につき 100 円
(本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。)
12. 償還金額 : 額面 100 円につき 100 円
13. 償還日 : 2020 年 5 月 25 日
14. 社債管理者 : 設置しない (会社法第 702 条ただし書きの要件を充足するため)。
15. 社債原簿管理人 : 設置しない。
16. 登録機関 : 設置しない。
17. 申込取扱場所 : 株式会社プロスペクト 総務部
18. 払込取扱場所 : 株式会社プロスペクト 総務部
19. 元利金支払場所 : 株式会社プロスペクト 総務部
20. 行使請求受付場所 : 株式会社プロスペクト 総務部
21. 物上担保及び保証 : 本社債には物上担保又は保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。
22. 償還の方法及び期限
- (1) 本社債は、償還日に、額面 100 円につき 100 円をもって、その総額を償還する。
 - (2) 償還日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - (3) 本社債の買入消却は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。
 - (4) 本社債を消却する場合、当社は、取得した本新株予約権につき、その権利を放棄する。
23. 利息支払の方法及び期限
- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から当該社債の元金が全額償還される日までこれを支払し、2015 年 5 月 25 日を第 1 回支払日とし、その後毎年 5 月 25 日及び 11 月 25 日並びに最終償還日に、それぞれ以下に定めるところに従って支払われる (以下、各利息の支払日を「利払日」という。)
 - (2) 各利払日につき、その直前の利払日 (初回の利払日については払込期日) の翌日から当該利払日までの期間を利息計算期間とする。

- (3) 利息の金額は、利払日における各社債の未償還元金額に、第 10 項に定める利率を乗じ、当該期間の実日数につき年 365 日の日割計算により算出した金額（1 円未満の端数は四捨五入する。）とする。
- (4) 利払日が銀行休業日にあたるときには、前銀行営業日を利払日とする。
- (5) 本社債の利息は、償還日後はこれを付さない。

24. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
- (2) 前項に定める転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨を定めたものをいう。

25. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、直ちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が第 22 項、第 23 項又は第 24 項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、前号以外の本要項に定める規定に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領した後 1 か月を下回らない期間内にその履行又は補正をしないとき。
- (3) 当社が、本社債権者との間で締結した本社債の引受にかかる契約その他当社に対する出資にかかる契約について、当該契約の定めに基づき、それら契約が解除されたとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき若しくは当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始若しくはこれに類する倒産手続開始の申立てを行い又は解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続の開始決定又は会社整理開始、特別清算開始若しくはこれに類する倒産手続開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。

26. 新株予約権の内容

- (1) 本社債に付する本新株予約権の数

本社債に付する本新株予約権の数は、各本社債につき 1 個とし、合計 40 個の本新株予約

権を発行する。

(2) 転換価額

本新株予約権の目的として、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当該発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「目的株式数」という。）の算定に用いられる1株当たりの価額（以下「転換価額」という。）は、当初60円とする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(a) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(b) 目的株式数は、行使に係る新株予約権を付した本社債（以下「代用社債」という。）に係る払込金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。

(c) 本新株予約権の同一の新株予約権者が、同時に2個以上の本新株予約権を行使する場合の1株未満の端数の処理は、同時に行使される本新株予約権を通算してこれを行う。

(d) 本新株予約権の行使により1株未満の端数を生じた場合、当該端数を切り捨て、現金による精算は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

(a) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、代用社債とする。

(b) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「出資価額」という。）は、代用社債の払込金額と同額とし、目的株式数1株当たりの出資価額は、出資価額を目的株式数で除した価額とする。

(c) 本新株予約権を行使したときは、出資価額又は転換価額にかかわらず、100円につき100円の割合をもって当社に対する代用社債の交付がなされ、かかる交付をもって本新株予約権の行使に際して出資される財産の出資がなされたものとみなす。この場合、当該行使により当社に交付された代用社債は、当該行使の効力発生と同時に消滅する。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

(a) 本社債権者は、2015年1月5日から償還日の前日（当該前日が銀行休業日にあたるときは、その直前銀行営業日）までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。

(b) 第25項に従い期限の利益を喪失した場合、上記(a)にかかわらず、期限の利益の喪失日以降、本新株予約権を行使することができない。

(c) 事由の如何を問わず、本社債権者は、償還日以降、本新株予約権の行使を請求することができない。

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において、増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する額（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。）とし、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(7) 転換価額の調整

(a) 本社債の発行後、下記(b)に掲げる事由が生じた場合、転換価額は、下記(b)に定め

る適用時期以降、以下に定める算式（以下「価額調整式」という。）に従い調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (i) 価額調整式の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除き、気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (b) 価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、それぞれ以下に定めるとおりとする。

(i) 時価以下発行（普通株式）

（調整事由）

時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

（適用時期）

払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日又は当該交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日

(ii) 株式分割等

（調整事由）

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

（適用時期）

株式分割のための株主割当日の翌日、無償割当ての効力発生日の翌日（当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日とする。）

(iii) 時価以下発行（交換証券等）

（調整事由）

当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる株式その他の証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）（以下「交換証券等」という。）を発行する場合（無償割当てを含む。）であって、交付される当社普通株式1株当たりの払込み又は給付に係る財産の価額が時価を下回ることとなる場合（適用時期）

交換証券等の払込期日（無償の場合は割当日）又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日（適用方法）

かかる調整事由に基づく転換価額の調整においては、発行される交換証券等の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして価額調整式を適用する。

（例外規定）

上記にかかわらず、交付される当社普通株式1株当たりの払込み又は給付に係る財産の価額が交換証券の発行時点で確定していない場合、当該価額の確定時点において、発行された交換証券等の全てが当該価額の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして価額調整式を適用する。この場合における適用時期は、当該価額が確定した日の翌日とする。

- (c) 上記(b)に掲げる各事由に関して、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、当該割当ての効力発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としている場合における適用時期は、上記(b)にかかわらず、当該承認があった日の翌日とする。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までの間に本新株予約権が行使された場合、当該新株予約権者に対して、以下の算式に従い計算された数の当社普通株式を交付する。この場合において、1株未満の端数を生じた場合、当該端数を切り捨て、現金による精算は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (d) 本第(7)号(a)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、資本金若しくは準備金の減少、自己株式若しくは自己新株予約権の取得又は株式の併合により、転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 上記(i)のほか、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iv) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響され

ていると判断されるとき。

- (e) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、その後、転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合、価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
 - (f) 本第(7)号により転換価額の調整を行った場合、当社は、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本社債権者に対して通知する。
- (8) その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
- (9) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (10) 行使請求等
- (a) 本社債の行使請求受付事務は、第20項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
 - (b) 行使請求しようとする社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、第(5)号の行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (c) 行使請求受付場所に対して行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
 - (d) 行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着した日に発生する。
 - (e) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、速やかに、社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対して、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

27. 本社債の譲渡

- (1) 本社債は、当社所定の手続に従い、社債原簿及び新株予約権原簿の記載を書き換えることにより譲渡することができる。
- (2) 本社債は会社法第254条第2項及び第3項の定めにより、本社債と本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
- (3) 譲受人は、本社債を譲り受けた旨を当社に通知し、氏名及び住所を社債原簿及び新株予約権原簿に記載するための手続きをとらなければ、本要項に基づく社債権者としての権利を当社に対して主張できない。

28. 公告方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知

する方法によることができる。

29. 組織再編時における新株予約権の交付

- (1) 当社が組織再編行為を行う場合、組織再編行為の効力発生日において、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、かつ、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、当該承継された本社債（以下「承継社債」という。）に付される承継新株予約権として、以下に掲げる内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、本新株予約権者が有する本新株予約権は消滅する。
 - (a) 交付する承継新株予約権の数
効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一とする。
 - (b) 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の種類
承継会社等の普通株式
 - (c) 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の数
効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるであろう経済的価値と同等の経済価値を得られるように、承継社債の転換価額を定める。
 - (d) その他
上記のほか、承継新株予約権に関する内容は、本要項に定める内容と同一又はこれに準じたものとする。
- (2) 本項において「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる会社分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を承継し、かつ、本新株予約権に代えて、当該承継された本社債に付される新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に承継されるものをいう。

30. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ、本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

以上